



コカヌエネ

こえをいまこころ

みなさん、おかえりなさい

2016年7月15日午後、「コタンの会」は浦河町杵臼生活館で、同年3月25日に札幌地裁で成立した和解条件に基づき、北海道大学から返還遺骨11体（他に個体特定できない1箱）の引き渡しを受けました。コタンの会は15日から16日にかけてカムイノミを開催。17日午前、遺骨を近くの杵臼共同墓地までアイヌプリで葬送し、再埋葬しました。

**アイヌ遺骨
返還請求訴訟
ニュースレター
No.14
2016年7月30日
北大開示文書研究会**

創造的な再埋葬を

清水裕二

コタンの会代表の清水です。

今回の儀式に先だつて、地域の自治会長さんと、老人会の藪田会長さんにごあいさつにうかがいました。（藪田氏の父上が20歳のころ、地元親方から『墓に行つてアイヌの土葬遺体を掘つてこい。大学に言われた。命令だ』と命じられ、実際に発掘作業に参加したこと、父上が『山際は水が湧いていたため遺体はほとんど原型のまま、本当に参つた』と体験談を藪田氏に遺していたことなど）当時のお話を聞かされて、非常に驚いたというか、「え、そんなバカな？」という気持ちで聞かせていただきました。そのお話を今、再度みなさんとともに聞かせてもらいました。

このこともきっかけにしながら、この「語り合う会」で、それぞれの思いを伝え合えたらと思っております。

地域、あるいは老人会のみならず、がたには大変なご苦労、気苦労をおかけしました。しかしそのおかげで、



昨日、今日、そして明日に向けて、再埋葬が滞りなく、故人の魂が本当に静かにお休みいただける、永遠のお休みに入っていただけなのではないか、と考えております。

初めての方もおいでですので（遺骨が戻ってくるまでの）経過をお話しします。

そこに遺影がありますけど、城野口ユリさんが、病をしながら、和解をしたと、私は認識をしています。末期のころ、私は一週間に必ず何日か病室にうかがっていました。その時の（城野口さんの）あの憤りの言葉……。私の手を握られて、もう本当に、手が痛くなるくらい握られた

ことも何度かありました。そのくらいこう、憤りというか、悔しさっていうか、私に訴えていたんだと思っております。

城野口さんは残念ながら昨年3月に亡くなりました。他の原告のみなさんも高齢です。その点を考えて、裁判所から和解の勧めを受けて協議した結果、今年3月25日に、北大との和解が成立し、返還が実現したわけです。また、ご遺骨を受け入れる団体として、日高管内のアイヌを中心に私ども「コタンの会」が昨年12月20日、この浦河町で設立されました。

私は日高の出身ではありませんが、現在、江別に住んでおりますので、地元の浦河の山崎さんや静内の葛野さん、高月さんらが中心になって、いろいろと議論し合って、準備を進めてもらってきました。

それにしても「再埋葬」などというところが、世界中にどれほど事例があるんでしょうか。大きな疑問です。世界中でも、再埋葬の習慣を持つ民族はたぶんいないでしょう。アイヌもそうです。その再埋葬を、具体的にどうやって行なうのか……。まさに創造的に行なうのかな。ああでないか、こうでないかと議論しながら

準備を進めてきました。

そのうえで、このように大勢のみなさんに集まっていたいただき、素晴らしいカムイノミ、再埋葬、イチャルパが可能になったと思います。どうもありがとうございます。

（北大開示文書研究会共同代表、コタンの会代表）

**たくさんの方々と一緒に、
思いを集めて**

殿平善彦

清水裕二さんと北大開示文書研究会の共同代表を務めている殿平です。清水さんはアイヌですが、私は和人で、浄土真宗の寺の住職をしている者であります。

みなさん、様々な思いを持ってこられた方たちが、ここにお集まりいただきましたので、むしろみなさんのご意見を聞く時間のほうが大事だと思えます。私はもう、簡単に、気持ちだけ述べさせていただきます。

北大開示文書研究会が2008年



に発足してから、この再埋葬の時を迎える今日までの歩みの中で、一番原動力になったのは、言うまでもありませんけれども、小川隆吉エカシです。

小川隆吉エカシは長年、執念のようには遺骨問題を語り続けてきた。私は、北大のアイヌ納骨堂の前に立って、拳を振り上げながら「遺骨が」「遺骨が」と語り続けてきたエカシをずっと見続けてきました。

そして、去年亡くなられた城野口ユリフチの思いです。城野口ユリフチがこうおっしゃいました。お母さんからね、「必ずお骨を返してもらえ、それから罰金も取れって。おれはそれを実現しなかったら、死ぬに死ねないって。おれは死んでも、お前が必ずやれって、言われた」って、私たちは話を聞きました。彼女ね、実はこう言ったんですよ。「必ず取る」って。「罰金も、お骨も取る」って。「もしそれがうまくいかなかったら、北大に火をつけて、おれも死ぬ」って言ったんですよ。びっくりしてですね……。

「それ、冗談でしょ」って、笑ったんです。そしたら、ユリちゃんがね、「笑うな、本気だ」って言いました。それくらい、思い詰めてお骨

を取り戻そうと、必死になったユリちゃんがいきました。

そして、清水さんの誠実な頑張り、市川弁護士が先住権の論理をきちつと構築して、われわれとともに、弁護活動を展開し、榎森先生や植木先生たちがそのガードをしつかり固める。この北大開示文書研究会というものの持っている、個人個人の力量がうまく噛み合って、今日を迎えることが出来たと思います。

この活動がこんなにくさんの方々と一緒に、思いを集めさせていただいて、今日ここに、再埋葬の日を迎えたんだなあ、というふうに強く思っています。

葛野さんのカムイノミを聴きながら、ああ、こんなに大らかな、こんな見事な、こんな広い世界を抱えたアイヌの宗教、アイヌの世界観、宇宙観、それを体で感じさせていただき、今日のカムイノミに参列させていただきました。このことも、参加者の一人として、心からお礼申し上げて、みなさんと明日の再埋葬を迎えたいと思います。ありがとうございます。（北大開示文書研究会 同代表、僧侶）

アイヌ民族が自らの要求を初めて勝ち取った

榎森進

こんにちは。私は榎森と申します。仙台に住んでおります。2014年

3月まで、東北学院大学の教員をしておりました。私の専門は、日本近世史・北方史ですので、約20数年間、毎年夏休みの時期に私のゼミ生を引率して北海道に研修旅行に来て、平取町二風谷と新ひだか町静内を訪れて、両地の博物館を見学するとともに、アイヌの方々から色々なお話をうかがってきました。その後、北大開示文書研究会というのがあるということを知り、入会させてもらいました。それ以来、この研究会のメンバーの方たちと勉強をしてみました。

私の感想を簡単に申し上げますと、私はこれまでアイヌ民族の歴史を勉強してきましたが、特に近代以降の歴史の中で、アイヌの人たちが、権力、ないしは北海道大学のような、ほぼ権力に近い機関に対して、自分たちの要求をつきつけて、その要求を勝ち取ったというのは、実は、今

回が初めてだと私は思います。というのも、明治以降、いろいろな出来事がありました。アイヌ民族側が主体的に自分たちの要求を積極的に時の政権に要求し、それがほぼ満度——とまではいかないけれども、それなりの形で実現したことは無かったからです。

また、みなさんもご承知のように、近代以降、各時期の政府が色々なアイヌ政策を実施してきましたが、その内容のすべてが、同化政策と福祉政策であり、先住民族の権利を保障する正しい民族政策ではなかったのです。

1969年に第一法規から『アイヌ民族誌』という分厚い本が出版されました。この本の中で、アイヌ民族の歴史に関する部分を書いているのが、北大の教授であつた高倉新一郎です。彼はその中で大変重要なことを言っています。それは後ろ向きの意味で重要な意味なのですが、「今やアイヌ政策は民族政策ではなく、福祉政策でなければならない」と断言しているんですね。当時、彼は道庁のアイヌ政策の顧問みたいなことをやっていました。国と北海道のアイヌ政策は、福祉政策一本槍になっていて、民族政策が全くない、とい

うのが今日に至るまでの現実の問題であります。

こういう歴史の流れの中で、アイヌ民族が自らの要求を権力側に主体的に要求して、その要求を勝ち取ったというのは、今回が初めてだろうと思います。今回の出来事は、歴史的に非常に重要な意味を有していると考えております。(北大開示文書研究会、東北学院大学名誉教授)

「学問の自由」の本来の姿

植木哲也

植木と申します。きょうはアイヌ民族の方々にとってはたいへん意義のある日になったと思います。和人側にとつてどういう意味があつたのか、ということをちょっとお話ししたいと思います。

きのう私は、外回りの役割だったものですから(笑)、北大がここに来て、記者会見をしたようすを直接は目にしなかつたんですが、けさ、NHKや何かの報道、ビデオを見せ

ていただいて、北大の三上副学長が、「個人的には適切なところに(遺骨が)戻ることを期待している」というようなお話をしていたんですね。それを聞いていて、私の頭に浮かんできたのは、ちよつと大げさな話ですが、「学問の自由」という問題です。日本は憲法第23条で「学問の自由」が明確に認められています。それは戦前、日本の大学というのは、政府の方針に反対する学者たちが首を切られてしまい、だれも政府に対して反対することが出来なくなつて、不幸な戦争に進んでしまつたということとを踏まえて、新しい憲法に(学問の自由が)記載されたと思つて。そのへんは専門家の方がお詳しいと思いますけれど、その「学問の自由」がどのように利用されてきたかと言いますと、アイヌ民族に関する研究がたいへん差別的なものであるというのはいづいぶん前から、遺骨の発掘だけでなく、それ以外の研究者たちに対しても、指摘されてはいたんですが、実際には、「学問は自由である」と、「(そうした批判は)学問の自由に対する侵害である」ということで、学者たちは批判に聞く耳を持たないという時期があつたわけですね。

それに対して、いや、やつぱりい

くら「学問の自由」とはいえ、人々を悲しませるような、辛い思いをさせるようなことは行なうべきでないのではないかと、と反論することは、「学問の自由」を圧迫する、抑制するとも考えられるわけです。

ただ、このことは少し考え直してみると、学問の自由は必ずしも「何をやってもいい」ということでなくて、あくまでも権力・暴力に対抗する手段として認められたものだと思っただけです。ところがそれを研究者たちは、そのように用いてこなかった。

今回、このような裁判などで、北海道大学は、基本的には政府の方針に基づいて、白老の新しい象徴空間に遺骨を移すということで、当初は返還に応じてこなかったわけですね。基本的には、北海道大学も組織ですから……私自身も大学の教員で、組織の中にいるものだから、個人の意見と組織の見解が異なる時、非常に辛いというか、苦しい思

いをするのが多々あるわけですが……北海道大学は基本的には、組織というか、政府の方針に従って、アイヌの人々の声に応じてこなかったわけです。

しかし、北海道大学は（組織であると同時に、やっぱり大学であり、学問をするところです。だから、組織決定として政府の方針に従うということが採用されたとしても、そこで学問を行なっている人間は、「その方針は適切でないのではないかと」と発言をすることは、これは憲法で認められているはずで、それこそまさに「学問の自由」でないかと。「私の所属している機関はこういう方針ですが、私は研究者として、この方針は適切ではない」と。もちろん、適切だと判断してもそれは構わないんですけど、そう発言する自由は、憲法で認められていると思っただけです。

北海道大学は、大学として、そのような「学問の自由」に基づいて、

政府の方針に対抗するという姿は、今のところはまったく見せておりません。しかし、今回の和解によって、少なくとも一歩、政府の方針を越えて、コタンへの返還に、北海道大学は応じたわけです。これを手がかりにして、研究者は、「学問の自由」に基づいて、政府の言うことにただ従うのではなくて、むしろ逆に、政府や日本の人々、世界の人々に対して、先住民族の遺骨はこのように扱うのが正しい道ではないかということとを、大学、研究者として、私も思うんですけど、説明していくというのが、本来の学問の姿、「学問の自由」の姿ではないかというように考えております。（北大開示文書研究会、苫小牧駒澤大学教授）

コカヌエネ こえを、きこらう。

北大開示文書研活動の集大成！

アイヌの遺骨はコタンの土へ 北大に対する遺骨返還請求と先住権

北大開示文書研究会 [編著]

2016年4月20日 緑風出版 [発行]

四六版並製 / 304頁 / 2400円+税

ISBN978-4-8461-1604-0 C0036

全国の書店、ウェブ書店で取り扱っています。



執筆者 殿平善彦 (北大開示文書研究会共同代表)、小川隆吉 (アイヌ遺骨返還請求訴訟原告)、城野ロコリ (同)、畠山敏 (同)、差間正樹 (浦幌アイヌ協会会長)、山崎良雄 (コタンの会副代表)、葛野次雄 (同)、植木哲也 (苫小牧駒澤大学教授)、榎森進 (東北学院大学名誉教授)、市川守弘 (弁護士)、市川利美 (北大開示文書研究会員)、平田剛士 (フリーランス記者)、ボブ・サム (Alaska Native Brotherhood Vice President)、ナロマ・ライリー (Nga Hau E Wha)、三浦忠雄 (北大開示文書研究会事務局長)、清水裕二 (北大開示文書研究会共同代表、コタンの会代表)

「先住民族としての権利」をコタン再生によって勝ち取った

市川守弘

日本政府が「先住民族の権利に関する国際連合宣言」に署名したって、あのね、個人としての権利と、集団としての権利。2つが規定されているんですよ。で、集団としての権利のほうを、「先住民族の権利」という言い方をしているのね。

で、日本政府は何て言っているかっていうと、「集団の権利が認められるような主体は日本にはいない」——つまり、集団としての権利を有するコタンという集団の存在を否定しているんですよ。

これは「アイヌ民族は日本にはいない」というのと同じ意味ですね。これ、政府の公式見解です。

同じことは、札幌市議が、同じように、「日本にはアイヌの人はいるけれども、アイヌ民族はいない」と言ったのと同じですね。

この市議問題の時に、「そんなこととは、オレはアイヌだ」と言っても、市議発言と全然、噛み合ってなかったんです。市議は、「集団の権利を行使するような、そういう集団としてのアイヌはいないんだ」としてことを言いたかったのでしょうか。それは何を意味するかっていうと、今回のような、集団、つまりコタン。昔コタンとして、サケを捕ったり、木を切ったり、シカやクマを自由にとり、支配領域内、イウオルつていう支配領域内を、自由に支配していた、そういう集団の権利はないんだ、つていうことを、言いたかったわけで、それは日本政府と同じ考えだったんですよ。

こんなで遺骨は管理している、という動きが出てきた。これまさに、遺骨管理という集団としての権利・権限を行使するコタンの再生、復活なんです。これは、「先住民族としての権利」、つまり、先住民宣言でもいう「先住民族としての権利」をアイヌの人たちがコタンを再生することによって勝ち取ったということなんです。

「コタンはない」というのが、日本政府、札幌市議、北大、の考えなのです。北大もそうですよ。常本(照樹)さんをはじめ、北海道アイヌ協会の幹部と、「遺骨返還にあたってコタンはない」「遺骨の受け皿もない」「だから象徴空間に集約する」というレポートをまとめたのだから。

そういう考えに対して、今回、コタンに返すんだ、つていうことは、「いや、集団の権利を依然、まだ持っているんだ」、アイヌの人たちはね、それを日本政府——じゃない、北大

は認めたいんです。裁判所もそれを後押ししたんです。これはやっぱり、大きい前進ですよ。

だから、これをバネに、全国、全国からもっともつと遺骨を、各地の地域にね、返させると同時に、次、ネクストを考えよう。次はね、集団が持っているサケを捕る権利。これをやっていききたいの。だからまだまだ先は楽しいです。えー、今回が第一歩で、次を楽しみにしましょう。(北大開示文書研究会、弁護士)

2016年7月16日午後、北海道浦河町杵臼生活館における「語り合う会」でのスピーチから。

アイヌ遺骨返還請求訴訟ニュースレター第14号

発行日 2016年7月30日
編集発行 北大開示文書研究会
共同代表:清水裕二、殿平善彦
〒077-0032
北海道留萌市宮園町3-39-8(三浦忠雄方)
TEL (FAX) 0164-43-0128
電子メール ororon38@hotmail.com
<http://hmjk.world.coocan.jp/index.html>

ラムトウナシ きいて、始める。